

No.327
2018
5/25



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する再説明申し入れ

施策内容の不明瞭な点を明らかにし、現場の不安を取り除くため

職場の声を基に再度説明申し入れ行う！！

保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する再説明申し入れ

八王子地本は、八地申第21号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する説明申し入れ」を提出し、5月16日に団体交渉を行いました。

交渉では、メンテナンス体制の再構築（設備21）の確認事項である「JRが管理のプロ、パートナー会社が施工のプロ」という基本理念を踏襲し「保線技術者」育成として、現場設備の保守・管理・障害復旧を繰り返し行うことで、現場設備の変化を感じとり、事故を予兆する感性を磨き育むこと、異常時対応においてもJRが現地に行き判断を行うこと等を確認しました。

一方で、今施策の最重要課題である線路設備モニタリング装置について、導入できるとされる根拠を明確に示すことなく実施されようとしています。さらには、現場社員に対しての教育が不十分であるとの声が多く聞かれています。このように未だに施策に対する不明瞭・不明確な点が多く、不安を感じている状況が続いていることは看過できません。施策を有効に機能させていくためには、社員への周知を丁寧に実施し、理解を深めたいうで行わなければなりません。

したがって、下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 線路設備モニタリング装置の成果と課題を具体的に示すこと。また、線路設備モニタリング装置について中央快速線および青梅線以外の本使用開始時期を明確に示すこと。
2. 標準数削減の考え方について明らかにすること。
3. 線路設備モニタリングの教育方法について明らかにすること。また、モニタリング装置故障時の取扱いについて具体的に示すこと。

以上

**保線職場の仲間の声を基にやりがいのある
安全第一の職場を創り出すぞ！**